

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2008年5月号 | No. 5/2008

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 規則の修正（2008年7月1日発効）

2008年7月1日発効のPCT規則の英語及び仏語の修正条文がPCT通知No. 187に掲載されました。

www.wipo.int/edocs/notdocs/en/pct/treaty_pct_187-annex1.html

www.wipo.int/edocs/notdocs/fr/pct/treaty_pct_187-annex1.html

2008年7月1日に発効するPCT規則の最新の全条文は、修正が発効後、PATENTSCOPE[®]のPCT関連資料の画面でご覧いただけます。しかし、規則の変更箇所が少ないことから、紙版の特許協力条約及び規則（WIPO出版No. 274）は改訂されません。その代替りとして、修正条文を含んだ冊子をPATENTSCOPE[®]のPCT関連資料の画面から印刷できるようにします。印刷が可能になった段階でお知らせします。この冊子は紙版の特許協力条約及び規則の中に挟むことが可能な大きさになります。

新たなPCT規則4.12及び12の2が発効することによる変更点の解説をPCTニュースレターに掲載する予定です（2008年7月1日から、出願人は国際調査機関（ISA）に対し、現在の規則に基づくその機関によって行われた先の調査結果のみではなく、他のISAや国内官庁が行った先の調査結果を、国際調査を行う際に考慮することを請求可能になります。）。

PCT 様式の変更

関係するPCT官庁と機関との協議の結果、受理官庁、国際調査機関（ISAs）、国際予備審査機関及び国際事務局が用いる多くのPCT様式が2008年7月1日から変更になります。2008年7月1日から用いられる様式は以下のアドレスから入手可能です。

www.wipo.int/pct/en/forms/form_july2008.html

2008年7月1日から発効する願書様式（PCT/RO/101）は特に次の点を考慮して変更されています。

- 手数料表の変更
- ISAが国際調査を行う際に、そのISA及びその他のISA若しくは国内官庁が行った先の調査結果を考慮することを出願人が請求可能となった点
- 出願人及び代理人の電子メールアドレスが記載可能になり、電子メールによって国際出願に関する通知の写しが事前に送付されることを承認可能となった点（第II欄及び第III欄）（本号の「実務アドバイス」に解説があります。）

国際予備審査請求書様式（PCT/IPEA/401）についても2008年7月1日から修正されます。この修正により、出願人及び代理人の電子メールアドレスが記載可能になり、電子メールによって国際出願に関する通知の写しが事前に送付されることを承認可能となります（出願人による電子メールアドレスの記載についての解説は、本号の「実務アドバイス」にあります。）

電子形式の国際出願の出願及び処理

電子的に出願した国際出願の変換前のファイルの添付

電子形式で出願された多くの国際出願は最初に特定の電子文書フォーマット（例えば、MS-Word）で作成されています。その後、出願の目的で他の電子文書フォーマット（例えば、PDF 及び XML）に変換されます。文書フォーマットを変更する際に、国際出願のデータが偶発的に変更されてしまうことが知られていることから、修正された PCT 実施細則第 706 号及び第 710 号（2008 年 7 月 1 日から適用）は、国際出願の出願時において変換前のフォーマットの国際出願の写しを提出できることを明記しました。変換作業に伴いデータが偶発的に変更されてしまった場合には、出願人は変換前のフォーマットの国際出願の写しと一致するように出願した国際出願を訂正することが可能です。

しかし、出願人がこの仕組みを使えるためには、受理官庁が変換前のフォーマットの国際出願の提出を認め、かつ、出願人が使用した特定の変換前のフォーマットを受理官庁が受理することが必要です。選択した受理官庁が変換前のフォーマットの国際出願の提出を認めている範囲において、この仕組みを利用することを出願人に強くお奨めします。変換に関する問題の場合には、出願人は優先日から 30 ヶ月以内に国際出願の訂正を受理官庁に請求できます。

2008 年 7 月 1 日に発効する修正された実施細則第 706 号及び第 710 号の条文は修正された附属書 F とともに、2008 年 4 月 24 日付け公示（PCT 公報）に掲載されています。

www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

2008 年 7 月 1 日に発効する実施細則の最新の全条文は、修正が発効後、PATENTSCOPE[®]の PCT 関連資料の画面でご覧いただけます。

パリ条約

タイの加入

タイ（国コード：TH）が 2008 年 5 月 2 日に工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託しました。その結果として、パリ条約の締約国数は 173 となります。タイは 2008 年 8 月 2 日からパリ条約に拘束されます。パリ条約の締約国の一覧（PCT の締約国及び WTO のメンバーの一覧）が更新されました。

www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf

PCT 会合

国際機関会合

第 15 回 PCT 国際機関会合がウィーンにあるオーストリア特許庁において 2008 年 4 月 7 日から 9 日に開催されました。レポートと作業文書が WIPO のホームページから入手可能です。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/mia/15

会合は全ての機関の品質フレームワークの報告を受理しました。この報告は昨年提出された報告とともに PATENTSCOPE[®] に掲載されます。

www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html

一つの機関のプレゼンテーションに続いて、個々の事例の業務調査からのフィードバックを

全審査官のための一般的な指針の改善に用いるための最良の方法について議論されました。スペイン特許商標庁からは品質のサイトを立ち上げたことが紹介されました。

www.oepm-calidad.es

会合では品質に関する情報の共有が重要であることが繰り返し表明され、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの第 21 章に記載された品質フレームワークの見直しを行うスケジュールが合意されました。

国際事務局 (IB) によって提案された予備的な作業文書「PCT における国際調査と予備審査の価値の強化」(PCT/MIA/15/2) は重要で、時宜を得、有益なものであるとして歓迎されました。件数と審査待ち期間の増大による滞貨の状況に鑑みて、行動が必要であることが合意されました。いくつかの必要な取組みは品質フレームワークとの関係等で行われています。その他の取組みは個々の官庁、国際機関全体、締約国及び制度の利用者によって検討されることが必要になります。なお、同じ文書が 2008 年 5 月 26 日から 30 日にジュネーブで開催される第 1 回 PCT ワーキンググループで検討されます (次の「PCT ワーキンググループ」及び文書 PCT/WG/1/3 を参照)。

いくつかの機関 (オーストリア特許庁、連邦知的財産特許商標行政局 (ロシア連邦) 及び北欧特許機構) が 2009 年 1 月 1 日から補充国際調査サービスを提供する予定であることを報告しました。また、スウェーデン特許登録庁はその日までに準備が整う可能性があることを報告しました。その他の機関 (欧州特許庁、フィンランド国立特許・登録委員会) は 2010 年 1 月 1 日から遅延なくサービスを開始できるであろうことを表明しました。他の機関は補充国際調査の仕組みは概して支持しているが、サービスを提供する予定案について報告する段階ではないと説明しました。そして、いくつかの機関はこのサービスを提供する予定はないことを報告しました。

三極特許庁 (欧州特許庁、日本国特許庁、米国特許商標庁) を代表して、日本国特許庁は三極特許庁が最近合意した「共通出願様式」の概要を説明し、PCT 実施細則をその様式に対応させる修正提案を行いました。

PCT において請求の範囲の手数料 (多くの国の国内制度に存在する) を導入する可能性についての提案、及び、調査される分野毎に請求の範囲の数を制限する提案が議論されました。

許容できない程多くの国際出願が、分類が付与されていない状態で公開されていることが認識されました。所定の受理官庁における滞貨を減少する努力によって、間もなく状況が改善されることが期待されます。更に、調査用写しの送付が遅れた国際出願の分類を付与する場合に、国際調査機関 (ISAs) を支援するために、記録原本が入手できるようにする可能性について検討するように事務局が依頼されました。

伝統的知識の韓国ジャーナルが PCT 最小限資料の一部をなす非特許文献として加わりました。また、最小限資料について包括的な見直し作業を再活性化することが決定されました。

ISAs が国際調査報告の写しを電子メールで事前に送付できるようにする提案について議論されましたが、そのような情報は安全な一件書類閲覧システムによって提供することに集約すべきと結論されました。

更に、ISA として行動する官庁以外の官庁によって行われた調査の利用に関する新規則の実施、PCT 同盟総会で採択するために検討される PCT 公開言語の追加に関する基準案、及び、検索可能な ST.25 テキストファイルフォーマットによる配列リストの提出を奨励する提案が議論されました。

PCT ワーキンググループ

2007年9月にPCT同盟総会はPCTリフォーム委員会及びPCTリフォーム・ワーキンググループの作業が完結し、委員会及びワーキンググループの活動を終了することを決定しました（PCTニュースレターNo. 10/2007）。しかし、同盟総会に提出する必要がある将来の事項について準備作業を行う会合が必要との認識のもと、新たなワーキンググループが開催されることを承認しました。PCTワーキンググループの最初の会合は2008年5月26日から30日までジュネーブにおいて開催されます。議題案は準備が整った作業文書とともにWIPOウェブサイトから入手可能です。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/1

新たな文書や関係情報の掲載を通知するためのメーリングリストが作られています。次のサイトにおいて申請することで配信を受けることができます。

www.wipo.int/lists/subscribe/pct-wg

PCT 最新情報

国際出願手数料、30枚を超える用紙毎の手数料、PCT-EASY 及び電子出願の減額

PCTニュースレター No. 04/2008 に記載したとおり、2008年7月1日から国際出願手数料の額が変更になります。また、国際出願手数料、（該当する場合）30枚を超える用紙毎の手数料及びPCT-EASY 及び電子出願の減額に関する所定の通貨の換算額が変更になります。英語版のPCT手数料表をご覧ください（日本についても変更されます）。

EA : ユーラシア特許庁（所在地、手数料、国内移行時に必要な翻訳に関する変更）
 FI : フィンランド（国内手数料に関する変更）
 IT : イタリア（電子メール及びインターネットアドレス、通信手段の変更）
 MT : マルタ（管轄国際調査及び予備審査機関 – 訂正）
 MY : マレーシア（一般情報）

調査手数料（オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、連邦知的財産特許商標行政局（ロシア連邦）、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、米国特許商標庁）

2008年6月1日から日本国特許庁によって行われる国際調査のために支払うUSDによる換算額が変更になります。

2008年7月1日から以下の官庁によって行われる国際調査のために支払う所定の通貨による換算額が変更になります。

| | |
|----------------------|----------|
| オーストラリア特許庁 | CHF |
| オーストリア特許庁 | KRW |
| 欧州特許庁 | ISK, ZAR |
| 連邦知的財産特許商標行政局（ロシア連邦） | CHF |
| 日本国特許庁 | KRW |
| 韓国知的所有権庁 | NZD, SGD |
| 米国特許商標庁 | CHF |

手数料の支払い請求に関する再度の注意喚起

PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしておりますが、PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局（IB）からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態が引き続き生じています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“IBIP – International Bureau for Intellectual Property” 名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該新たな請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)**PCT 規則の修正条文（2008 年 7 月 1 日発効）**

上記「PCT 規則の修正」参照

韓国語の PCT プレゼンテーション資料

PCT の概要及び最近の変更点を含む韓国語のパワーポイント資料が PATENTSCOPE[®] ウェブサイトの PCT 関連資料に追加されました。

www.wipo.int/pct/ko/

PCT 及びパリ条約の締約国及び世界貿易機関のメンバーの一覧

PCT 及びパリ条約の締約国及び世界貿易機関のメンバーの一覧が更新され、ご覧いただけます。

www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf

PCT 統計**PCT 年次報告書 – 2007 年の国際特許システム**

この 2007 年の PCT 活動の報告には、国際特許システムの業績に関する統計に加えて、PCT 出願（上位出願国、上位出願人及び技術分野毎の出願を含む）に関する統計が含まれています。現在、英語版が HTML 形式でご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/en/activity/pct_2007.html

仏語及びスペイン語の翻訳及び PDF 版については準備中です。

PCT の動向及び業績指標

PCT システムの役割についての詳細な情報を PCT ユーザーに提供するために、PCT の活動について公表される統計情報の提供に対して最近いくつかの改善がされました。現時点の

PCT の状況から作られる統計情報には次のものが含まれます。

- PCT 月次統計 – PCT 出願の最新動向を把握するための主要な指標を含むように、PCT 月次統計報告の最新版が更新されました。
- PCT 四半期統計：
 - 四半期報告：動向及び分析 – この最新報告書は PCT 出願の最新の動向の概要を提供します。最新の動向を分析し理解するための幅広い指標が含まれています。
 - 四半期報告：業績指標 – この報告書には、受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関及び国際事務局の適時性を把握するための指標が記載されています。この報告書は従前の報告書「PCT に基づく処理に関する適時性」に置き換わるもので、新たな指標が含まれています。

その他の PCT 統計データとともに、上記報告書は定期的に更新され、WIPO ウェブサイトから色々なフォーマットで入手することが可能です。

www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/

PCT 統計についての質問、ご提案は次の電子メールアドレスまでお送りください。

ipstats.mail@wipo.int

実務アドバイス

電子メールによる出願人への通知の送付

Q: ここ数ヶ月の間に複数の出願人を代理して多くの国際出願を出願する予定です。しかし、本年の後半には、仕事を数ヶ月離れなくてはなりません。職場から離れることで、関係する出願の進捗状況を適切に管理することができなくなることを心配しています。そこで、国際出願に関係する連絡を電子メールで私に送付してもらうことを請求する方法はあるのでしょうか。また、対応すべき事態が発生した場合、電子メールで手続きする方法はあるのでしょうか。

A: 今までは、特定の国際出願に関する通知の手段として電子メールを国際事務局 (IB) が使用することはできませんでした。

しかし、2008 年 7 月 1 日から、出願人又は代理人が電子メールアドレスを国際出願に記載できるようになりました。そのために、願書様式 (PCT/RO/101) の第 II 欄及び第 IV 欄に記載箇所が設けられます。その記載箇所の隣にはチェック欄があり、もしチェックがされると、PCT 機関 (受理官庁 (RO)、IB、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA)) が希望する場合には、国際出願に関する通知の事前の写しを電子メールで出願人若しくは代理人に送付することを承認したことになります。この承認欄は PCT-SAFE ソフトウェアを使用した願書様式にも設けられます。この承認を受けることで、IB は通知や求めの事前の写しを代理人や出願人に送付可能になります。また、他の PCT 機関は同様なことを行うことを自らの裁量で決定することができます。IB は PCT ユーザーにこの事前の通知の方法を行う機関、及び、その機関がその方法を適用する範囲について順次お知らせしていきます。

もし、上記のチェック欄がチェックされなかった場合、若しくは、出願人又は代理人が別個の書簡のようなその他の方法で明示の承認をしなかった場合には、その電子メールアドレスは電話やファクシミリで行われるような連絡のためだけに利用されることとなります (例えば、出願人に対する速やかな非公式連絡 (PCT 規則 4.4(c) 三番目の文参照))。

また、事前に行われる電子メールによる連絡は、通常行われている郵送による紙の通知に置き換わるものではありません。紙の通知は通知の法的写し (legal copy) として継続して扱

われます。電子メールによる連絡は、実質的に出願人が可能な手続きを事前にお知らせすることになります。したがって、受領者に紙の通知を発送及び配達することで生じる遅れを減少することができます。求めに応答するための期限は紙形式の求めの郵送の日から計算されることから、出願人は追加の時間が与えられることになります。

IB は個々の国際出願について一つの電子メールアドレスのみに対して事前の送付を行う予定です。つまり、出願人と代理人両者について電子メールの承認がある場合には、IB は選任された代理人（若しくは、代理人が選任されていない場合には共通の代表者）のみに電子メールによる送付を行います。電子メールの受領者は、電子メールの内容を受取る必要がある他の人にその内容を転送する責任があります。

現時点では、代理人(又は出願人)が IB に対して電子メールで返信を行うことはできません。国際事務局によって受取られたそのような電子メールは受理されたことにはなりません。今のところ、郵送により、又は関係する機関が受理するのであれば、ファクシミリによって引き続き返信しなければなりません。PCT 官庁及び機関に対して使用可能な通信手段についての情報は PCT 出願人の手引き、附属書 B（一般情報）に記載されています。

www.wipo.int/pct/guide/en/index.html

なお、技術的な理由により、IB は事前に電子メールで送付する書類を所定の様式に限り開始します。当初、送付される様式は、様式 PCT/IB/301、PCT/IB/306、PCT/IB/307 及び PCT/IB/345 になります。様式 PCT/IB/304、PCT/IB/308 及び PCT/IB/311 などが年内に順次追加されます。

2008 年 7 月 1 日より前に出願された国際出願であっても、その出願のための電子メールアドレスを **2008 年 7 月 1 日以後**に IB に対して通知することが可能です。通知の際に、出願に関する通知の事前の写しを RO、ISA、IB 及び IPEA がその電子メールアドレスを使って送付することに対する明示の承認を行うことが必要です。電子メールアドレスの追加は PCT 規則 92 の 2（願書又は国際予備審査の請求書の表示の変更の記録）に基づき請求することができます。複数の国際出願のために電子メールアドレスを登録する場合には、関係する国際出願の一覧を記載した書簡を IB に提出することができます。ただし、（もし、複数の代理人が一緒に選任されていない場合には）書簡は選任された代理人毎に作成されることが必要です。同様に、願書様式に記載された電子メールアドレスを変更したい場合には、PCT 規則 92 の 2 に従って変更の記録を IB に請求することになります。PCT 規則 92 の 2 に基づき変更の記録を請求することについての解説は、PCT 出願人の手引きの paragraph 427 から 431

(www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf) 又は、PCT ニュースレター No. 05/2002, 08/2002 及び 07/2005 の「実務アドバイス」に示されています

(www.wipo.int/pct/en/newslett/year.jsp)。

この新しい事前通知サービスは WIPO が現在開発している新しいシステムに先行するものです。そのシステムは PCT 出願人が個人用一件書類閲覧システムから安全に情報を入手することを可能にするものです。通知が発行されると直ぐに出願人に電子メールによって知らせることで、出願人は国際出願に関する一件書類やその通知を閲覧することができるようになります。開発が更に進んだ段階で、この個人用一件書類閲覧システムについて説明する予定です。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧